

三井合名会社理事会議案の分析（1）

吉川 容

- 一 三井合名会社の理事会について
 - 二 理事会議案の概要
（以下次号）
 - 三 三井物産提出議案
 - 四 三井鉱山提出議案
 - 五 東神倉庫提出議案
 - 六 三井合名会社議案
 - 七（補論）三井合名会社社員総会議案
- 一 三井合名会社の理事会について

一九一八（大正七）年一月二二日の定款・業務規程・事務細則の改定によって、三井合名会社に新たに理事会が設置された。理事会設置により、三井合名会社における意思決定機構は第1図左のような構成となった。三井合名会社の最

高議決機関は三井一家の当主である社員が構成員となる社員総会であった。社員総会に提出すべき事項は、業務規程によつて次のように定められていた。¹⁾

(業務規程)

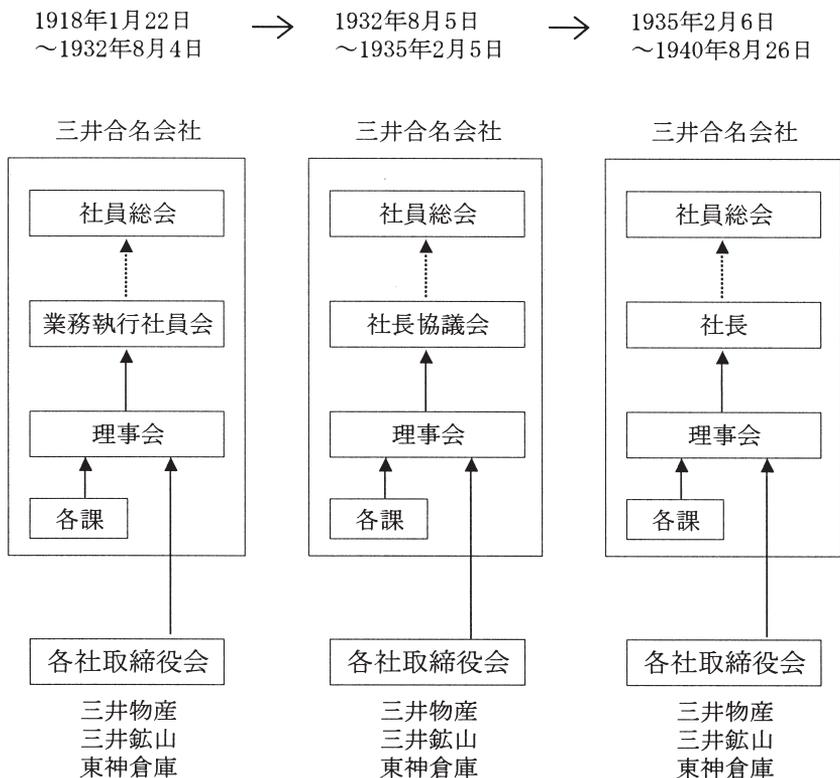
第三条 左ノ事項ハ社員総会ニ提出シテ其決議ヲ求ムルコトヲ要ス

- 一 当会社ノ事業ノ伸縮興廃其他重要ナル營業ノ方針ニ関スル件
- 二 当会社ノ理事長、副理事長及理事ノ任免ニ関スル件
- 三 当会社ノ常務理事ノ任命又ハ解任ニ関スル件
- 四 当会社カ主ナル株主タル諸会社ニ関スル重要ナル問題ニ就キ当会社ノ態度ヲ定ムル件
- 五 重要ナル不動産、有価証券及其他ノ財産ノ得喪ニ関スル件
- 六 重要ナル訴訟又ハ重要ナル契約ノ締結ニ関スル件
- 七 其他事態重大ナルモノ並ニ社員総会ノ決議ニ依リ社員総会ニ提出スヘキモノト定メタル件

「重要ナル」ものの解釈次第では社員総会への提出案件の範囲はいかようにも広げられそうであるが、実際には社員総会の開催は、一九三五（昭和一〇）年の組織改革前は年に数回程度であり、そこに附議される案件は、三井合名会社の決算、定款・業務規定等の改定、重役待遇人事案件、新規子会社の設立などごく限定されたものだけであった。

三井合名会社の定款には「当会社ノ業務ハ業務執行社員ノ過半数ノ決議ニ依リ之ヲ執行ス」（第十五条）とあり、業務規程においては「社長ハ業務執行社員ノ決議ニ依リ当会社ノ業務ヲ執行シ当会社カ主ナル株主タル諸会社ノ事業ヲ監察シ且当会社及当会社カ主ナル株主タル諸会社相互間ニ於ケル業務ノ連絡統一ヲ図ルヘシ」（第一条）とされ、重要案

第1図 三井合名会社と三井財閥の意思決定制度



出所) 三井合名会社「文書課議案」, 同「日誌」.

- 注) 1. 各社取締役会ならびに三井合名会社各課の重要議案が理事会に提出される。理事会で承認（可決）された議案のうち一部のものが社員総会に附議される。
2. 東神倉庫の議案が三井合名会社に提出されるのは1938年5月まで。

件に関する意思決定も、特に社員総会の議決を要すると定められたもの以外は、業務執行社員の決議によってなしうるようになっていた。

業務執行社員会と理事会については事務細則で次のように規定されていた。⁽³⁾

(事務細則)

第一章 業務執行社員会

第一条 業務執行社員カ決議スヘキ事項ハ業務執行社員会ヲ開キテ之ヲ協議ス但場合ニ依リ社長ハ適宜ノ方法ヲ以テ各業務執行社員ノ意見ヲ徴シ決議スルコトヲ得

第二条 業務執行社員会ハ必要ニ応シテ社長之ヲ招集ス各業務執行社員ハ業務執行社員会ノ招集ヲ社長ニ請求スルコトヲ得

第三条 業務執行社員会ニ於ケル議案ノ説明ハ理事長ヲシテ之ヲ為サシム但事宜ニ依リ常務理事ヲシテ之ヲ為サシムルコトアルヘシ

第四条 定款第十五条第二項ニ依リ社長カ専行シタル事務ノ内主要ナルモノハ業務執行社員会ニ於テ之ヲ報告スヘシ

第二章 理事会

第五条 社長ハ理事長、副理事長及理事ヲシテ理事会ヲ開カシメ業務執行社員会ニ提出スヘキ議案及其他重要ナル事項ヲ審議セシム

第六条 理事長ハ理事会ノ議事ヲ司リ其経過ヲ社長ニ報告ス

ここでは、理事会は業務執行社員会に先立つ事前審議の機関と位置付けられているが、実際には業務執行社員会が理事会の決定を承認する性格を強めて行き、理事会が三井合名会社（そして三井財閥）における実質的な最高意思決定機

関としての役割をはたすこととなったと考えられている⁽⁴⁾。

一九三二（昭和七）年八月五日に定款・業務規程・事務細則の大幅な改定がなされた⁽⁵⁾。この改定により業務執行社員は廃止され、副社長（二名以内）が設置された。定款における「当会社ノ業務ハ業務執行社員ノ過半数ノ決議ニ依リ之ヲ執行ス」との規定は「当会社ノ業務ハ社長及副社長ノ協議ニ依リ之ヲ執行ス」と改められ、従来の業務規程第一条も「社長ハ当会社カ主ナル株主タル諸会社ノ事業ヲ監察シ且当会社及当会社カ主ナル株主タル諸会社相互間ニ於ケル業務ノ連絡統一ヲ図ルヘシ」（第二条）と変更された。業務執行社員会に代わつて社長協議会（社長・副社長で構成）が開かれることとなった。理事会については、業務規程において次のように規定された⁽⁶⁾。

（業務規程）

第三章 理事会

第四条 社長ハ常務理事及特ニ命シタル理事ヲシテ理事会ヲ開カシメ当会社及関係会社ノ業務ニ関スル重要事項ヲ協議シ且其連絡統一ヲ図ラシム

第五条 常務理事ハ理事会ノ議事ヲ整理シ其経過ヲ社長ニ具申ス

前条ノ理事ハ隨時其所見ヲ社長ニ開陳スルコトヲ得

（中略）

第五章 常務理事

第八条 常務理事ハ社長ヲ補佐シ旨ヲ受ケテ当会社ノ事務ヲ掌理ス

第六章 理事

第九条 社長ハ特ニ命シタル理事ヲシテ理事会ニ出席セシメ其ノ審議ニ参画セシム

社長ハ前項以外ノ理事ヲシテ当会社内ノ事務ニ従事セシムルコトヲ得

従来の事務細則による設置が業務規程での設置に格上げされている。業務執行社員の廃止により、理事会は社長の命をうけて「当会社及関係会社ノ業務ニ関スル重要事項ヲ協議」する機関とされ、また「其連絡統一ヲ図」る執行機関としての位置づけも明瞭となっている。しかし実際の意思決定過程としては業務執行社員制度時代と大きな変化はなかったようである。この改定により、理事会は常務理事と特に命じられた理事とによって構成されることとなり、理事全員が参加する機関ではなくなった。なお、この時に理事長・副理事長に関する規程は廃され、常務理事が専門経営者のトッブとなっている。

また事務細則の改定により三井合名会社の「常務ニ関スル重要ナル事項」を審議するため常務会が新設された。これは、団理事長の死後から開催されていた常務会（第一回が一九三二年三月一六日）を制度として認知するものであった。⁽⁷⁾

（事務細則）

第一章 常務会

第一条 社長ハ常務理事及主事ヲシテ常務会ヲ開カシメ当会社ノ常務ニ関スル重要ナル事項ヲ審議セシム

第二章 主事

第二条 当会社ニ主事若干名ヲ置ク

第三条 主事ハ社長及常務理事ノ命ヲ承ケテ当会社内ノ事務ヲ分掌ス

常務会ならびに主事制度は一九三四（昭和九）年六月二日に廃止された。⁽⁸⁾

一九三五（昭和一〇）年二月六日に定款が改定され、副社長が廃止された。⁽⁹⁾これによって社長協議会が消滅し、理事会で審議された案件は社長の単独決裁を受ける制度となった。同時に業務規程も改定され、社員総会が毎週一回開催されることとなり、理事会審議後の議案を必要があれば随時社員総会へ附議することが可能な体制となった。また同時に、業務規程の相談役に関する条が次のように改定された。⁽¹⁰⁾

（業務規程）

第五章 相談役

第九条 当会社ニ相談役ニ名ヲ置クコトヲ得

第十条 相談役ハ社員総会ニ於テ多年三井家ノ為メニ尽瘁シ功勞顯著ナル者ヲ推薦シ之ニ囑託スルモノトス

相談役ハ理事会ニ出席シ其所見ヲ述フルコトヲ得

さらに同月二十一日に、定款と業務規定が改定され、それまで「特ニ命シタル理事」として理事会に出席していた理事が参与理事と称されることになった。⁽¹¹⁾単なる理事は「社長ノ命ヲ承ケテ当会社ノ事務ニ従事ス」るものとされ、理事会構成員となることはなくなった。この一連の改定によって、理事会は常務理事・参与理事が構成し、相談役が出席しうるものとなった。

一九三九（昭和一四）年一二月一九日、定款並に業務規程の改定がおこなわれ、参与理事が廃止され、同時に参与が置かれ参与会の制度が新設された。参与ならびに参与会に関する規程は次のとおりである。⁽¹²⁾

(業務規程)

第四章 参与会

第七条 常務理事ハ参与ト共ニ参与会ヲ開キ三井家ノ事業ニ関係アル諸般ノ事項ニ付協議ス

第八条 常務理事ハ参与会ニ於ケル協議ノ経過ヲ社長ニ報告ス

(中略)

第八章 参与

第十四条 当会社ニ参与若干名ヲ置ク

第十五条 参与ハ社員總會ノ決議ニ依リ多年三井家ノ事業ニ携リ達識経験アル者ニ之ヲ囑託ス

参与ハ隨時其所見ヲ社長ニ開陳スルコトヲ得

参与会は理事会とはことなり、傘下各社提出議案の可否を決する機能は持っていなかった。これによって理事会の構成員は常務理事のみとなった。なお「相談役ハ理事会ニ出席シ其所見ヲ述フルコトヲ得」との規定は存続していた。理事会の構成メンバーは第1表のとおりに移している。

(1) 「三井合名会社規則類輯」大正一二年現在(三井文庫所蔵未整理史料)。なお、社員總會へ提出すべき事項の変遷については、七章で触れることとする。

(2) 一九三五年までの社員總會の開催日については『三井八郎右衛門高棟伝』(三井文庫 一九八八年)三四二頁表三一―一を参照されたい。

(3) 前掲「三井合名会社規則類輯」大正一二年現在。

第1表 三井合名会社理事会の構成員

1922年2月～1932年3月	1932年3月～1933年9月
団琢磨（理事長） 有賀長文（常務理事） 福井菊三郎（常務理事） 阪井徳太郎（理事） 大島雅太郎（理事）	有賀長文（常務理事） 福井菊三郎（常務理事） 池田成彬（理事） 米山梅吉（理事） 牧田環（理事） 安川雄之助（理事）
1933年9月～1935年2月	1935年2月～1936年4月
池田成彬（常務理事） 有賀長文（常務理事） 福井菊三郎（常務理事） 米山梅吉（理事） 牧田環（理事） 安川雄之助（理事） 34年2月退任 南条金雄（理事） 34年12月就任	池田成彬（常務理事） 南条金雄（常務理事） 米山梅吉（参与理事） 牧田環（参与理事） 有賀長文（相談役） 福井菊三郎（相談役）
1936年5月～1936年9月	1936年9月～1939年12月
南条金雄（常務理事） 島田勝之助（常務理事） 金子堅次郎（常務理事） 牧田環（参与理事） 36年7月退任	南条金雄（常務理事） 島田勝之助（常務理事） 金子堅次郎（常務理事） 今井利喜三郎（参与理事） 37年2月退任 井上治兵衛（参与理事） 尾形次郎（参与理事）
1939年12月～1940年4月	1940年4月～1940年8月
南条金雄（常務理事） 向井忠晴（常務理事） 金子堅次郎（常務理事）	向井忠晴（常務理事） 金子堅次郎（常務理事） 南条金雄（相談役）

出所) 三井合名会社「三井合名会社職員録」, 同「社員総会議事録」, 同「理事会記録」(以上, 三井文庫所蔵未整理史料)。

- (4) 前掲『三井八郎右衛門高棟伝』三一四頁、春日豊「三井財閥」(麻島昭一編著『財閥金融構造の比較研究』御茶の水房 一九八七年)二七頁など。
- (5) 一九三二(昭和七)年八月の組織改革については『三井事業史 本篇第三卷中』(三井文庫 一九九四年)二五八―二六〇頁を参照されたい。
- (6) (7) 三井合名会社文書課「文書課議案」昭和七年度(三井文庫所蔵未整理史料)。
- (8) 三井合名会社文書課「文書課議案」昭和九年度(三井文庫所蔵未整理史料)。
- (9) 一九三五(昭和一〇)年二月の組織改革については、前掲『三井事業史 本篇第三卷中』二六二頁を参照されたい。
- (10) (11) 三井合名会社文書課「文書課議案」昭和十年度(三井文庫所蔵未整理史料)。
- (12) 三井合名会社文書課「文書課議案」昭和十四年度(三井文庫所蔵未整理史料)。

二 理事会議案の概要

1 理事会議案処理の流れと史料

三井合名会社理事会においては、三井合名会社自身の重要案件と同時に、傘下の三井物産・三井鉱山・東神倉庫から提出される案件が審議された。これら三社では、毎回の取締役会で承認された案件のうち重要なものを「未決」として三井合名会社理事会へ提出した。それ以外の取締役会案件は「決議」とされ、三井合名会社理事会へ報告された。三社から提出された「未決」議案は三井合名会社の理事会で審議され承認されると業務執行社員会(業務執行社員制度廃止後は社長協議会、社長協議会廃止後は社長)へ附議され、業務執行社員会(社長協議会、社長)の承認を得た後初めて正式に可決となった。三井銀行・三井信託・三井生命保険の金融三社については、毎回の取締役会から重要議案を三井

合名会社へ提出しその承認を求める制度はおこなわれていない。なお、東神倉庫は、三井合名会社が所有する東神倉庫株式を三井物産に売却した一九三八年五月以降、三井合名会社での議案審議対象外となった。

こうした各社取締役会議案の三井合名会社への提出承認制度は、三井合名会社による傘下会社統轄の最も重要な手段の一つであった。傘下会社から三井合名会社に提出された議案は、そのほとんどが原案通りに承認されることが指摘されている。¹⁾同時に、それは三井合名会社理事会での審議が形式的なものであったことを意味するのではなく、傘下会社から提出される議案（おそらくはそのうちの重要な案件）については三井合名会社の首脳との間で事前の折衝がおこなわれ、調整の済んだ議案が三井合名会社理事会に提出されたものと考えられている。²⁾

三井合名会社では、一九二三（大正一二）年の関東大震災で、その多くの文書を焼失しており、今日に伝えられている理事会議案関係史料³⁾は、震災後のものに限られる。

三井合名会社では、毎回の理事会について「理事会記録」を作成した。そこには理事会の開催日時、出席者、承認された議案の件名と簡単な要旨、協議事項、報告事項、供覧書類一覧などが記録されている。「理事会記録」は次回理事会で供覧され、表紙には理事会メンバー一人一人の押印（もしくは花押）がなされた。「理事会記録」は、一九二三（大正一二）年二月五日開催の同年第二一回理事会から、一九四〇（昭和一五）年八月二六日開催の第三七回理事会（三井合名会社最後の理事会）までのものが、ほぼすべて保存されている。傘下各社から提出された「議案」も一九二三年九月末から一九四〇年の三井合名会社解散までのものが保存されている。こちらは提出議案の全文であり、案件によつては参考資料も附されている。冒頭に三井合名会社文書課で作成した議案附紙がつけられ、提出日、承認日、可否などが記載されている。先の「理事会記録」が原則として承認された案件だけを記載しているのに対し、「議案」の綴りには撤回された案件も含まれており、また承認された案件についても提出から承認までに時間がかかっているケース

などを把握することができる。

これらの理事会議案関係史料からは、理事会提出前の段階でおこなわれたであろう傘下各社と三井合名会社首脳との間での事前折衝の中身は窺い知れない。したがって、実質的な意思形成過程や、議案提出承認制度による傘下会社統轄の具体的なあり様を明らかにすることは難しいが、一連の議案を整理することにより、議案提出承認制度を通じて三井合名会社が傘下会社のどのような案件を掌握しており、必要があれば介入することができたのかを明らかにすることは、三井合名会社による傘下会社統轄の実態を理解するうえで有用であろうと思われる。

2 理事会議案の集計

理事会議案関係史料から三井合名会社理事会に提出された議案を整理してみると、一九二三（大正一二）年九月末から三井合名会社が三井物産株式会社と合併して消滅する一九四〇（昭和一五）年八月末までに、三井合名会社理事会に提出された議案は九二〇〇件余である。その年度別会社別構成は、第2表のようになっている。全体の件数は、一九二八（昭和三）年の七一五件がピークである。一九三四（昭和九）年以降年間四〇〇件台に減少するのは、一九三三（昭和八）年十一月一六日に三井合名会社理事会が「各営業店ヨリ理事会提出議案整理ニ関スル件」を決定し、三井合名会社理事会への提出議案を整理したためである。これは理事会への提出議案の範囲を（おそらくは初めて）明文で規定したもので、その内容はすでに『三井事業史 本篇第三巻中』などで紹介されているが、一応ここに引用しておく。⁽⁴⁾

各営業店ヨリ理事会提出議案整理ニ関スル件

原則トシテ事業経営ノ根本方針ニ関スルモノノミヲ議案トス

一、人事

重役ノ他会社又ハ公共団体若クハ政府特設機関等ノ役員就任ニ関スル案件並ニ主要ナル課長、店長以上ノ進退ニ関スル件ハ議案トス

一、起業費

新規事業又ハ増産計画若クハ資金貸付等ニシテ将来重要ナル影響ヲ生スル性質ヲ有スルモノハ議案トス

一、関係子会社

新タニ子会社ヲ設立スル場合又ハ事実上三井ニ於テ管理スル関係子会社ノ経営ニ重大ナル影響ヲ及ホス案件ハ議案トス

一、寄附金

三井ノ方針ニ関係ヲ有シ社会的ニ意義アル案件ハ議案トス

一、規則ノ制定改廃

部内一般ニ対シ重要ナル影響アルモノノミヲ議案トス

一、決算

各店ノ決算ハ議案トス但シ関係子会社ノ分ハ特ニ重要ナル会社ニ限ル

其他ハ総テ報告トス

第2表に戻つて、議案構成を会社別に見ると一九二三年〜三二年は、三井鉱山が最も多く、ついで三井合名会社、三井物産の順になつてゐる。一九三二年〜三七年は、三井合名会社、三井鉱山、三井物産の順となり、三八・三九年は、再び三井鉱山、三井合名会社、三井物産の順である。三井鉱山からの提出議案数は、通算してみると、三井物産からの約一・五倍である。なお三井生命保険から一九三五（昭和一〇）年一月三十一日・二月一四日・三月二八日の三回（五

東神倉庫		三井生命保険		議案数 合計	理事会 回数	一回当り 議案数
件	%	件	%	件	回	回
25 (14.8)		— (—)		169	—	—
43 (6.9)		— (—)		625	90	6.9
52 (8.5)		— (—)		612	89	6.9
56 (8.4)		— (—)		666	85	7.8
39 (6.7)		— (—)		579	89	6.5
42 (5.9)		— (—)		715	85	8.4
35 (5.5)		— (—)		637	90	7.1
26 (4.4)		— (—)		588	80	7.4
57 (10.1)		— (—)		564	77	7.3
62 (9.3)		— (—)		668	48	13.9
26 (5.1)		— (—)		512	56	9.1
31 (7.7)		— (—)		404	56	7.2
23 (5.5)		5 (1.2)		421	52	8.1
30 (6.5)		— (—)		462	53	8.7
24 (5.5)		— (—)		434	55	7.9
6 (1.4)		— (—)		420	53	7.9
— (—)		— (—)		427	55	7.8
— (—)		— (—)		317	37	8.6
577 (6.3)		5 (0.1)		9,220	1,150	8.0

第2表 三井合名会社理事会議案の提出会社別構成

年	三井合名会社		三井物産		三井鉱山	
	件	%	件	%	件	%
1923	45	(26.6)	45	(26.6)	54	(32.0)
1924	181	(29.0)	139	(22.2)	262	(41.9)
1925	161	(26.3)	153	(25.0)	246	(40.2)
1926	187	(28.1)	169	(25.4)	254	(38.1)
1927	177	(30.6)	151	(26.1)	212	(36.6)
1928	183	(25.6)	161	(22.5)	329	(46.0)
1929	148	(23.2)	136	(21.4)	318	(49.9)
1930	179	(30.4)	137	(23.3)	246	(41.8)
1931	165	(29.3)	144	(25.5)	198	(35.1)
1932	292	(43.7)	136	(20.4)	178	(26.6)
1933	238	(46.5)	110	(21.5)	138	(27.0)
1934	232	(57.4)	54	(13.4)	87	(21.5)
1935	189	(44.9)	81	(19.2)	123	(29.2)
1936	197	(42.6)	95	(20.6)	140	(30.3)
1937	155	(35.7)	110	(25.3)	145	(33.4)
1938	139	(33.1)	103	(24.5)	172	(41.0)
1939	108	(25.3)	128	(30.0)	191	(44.7)
1940	116	(36.6)	117	(36.9)	84	(26.5)
合計	3,092	(33.5)	2,169	(23.5)	3,377	(36.6)

出所) 三井合名会社「理事会記録」, 同「議案」, 同「理事会議案」, 同「物産会社議案」, 同「鉱山会社議案」, 同「東神倉庫議案」, 同「三井生命保険会社議案」(以上, 三井文庫所蔵未整理史料)。

- 注) 1. 東神倉庫は, 三井合名会社が株式を三井物産に売却した1938年5月から三井合名会社での審議対象外となった。
 2. 1923年は9月末から, 1940年は8月26日までの数値である。
 3. ()内は, 議案数合計に対する構成比。

件)のみ理事会に議案が提出されている。一回の理事会で審議される議案数は、平均で八件であり、さほど多い数ではないが、提出議案がない回もまれにある一方で、時期によっては議案の集中することもあり、また一九三二(昭和七)年三月の団理事長暗殺までは、理事会が週二回開催されていたことを考えれば、議案審議は理事会構成員にとつてかなりの負担であったかも知れない。

提出された議案の審議結果は、第3表のとおりである。ほとんどの案件が理事会・業務執行社員会(社長協議会)で承認(可決)⁽⁶⁾され最終決定をみていることがわかる。理事会・業務執行社員会(社長協議会)後に社員総会へ附議されて最終決定となるものは、一九二四(大正一三)年～一九三一(昭和六)年までは四件～一〇件、一九三二(昭和七)年以降にやや増えて一〇件～三〇件となっているが、一九四〇(昭和一五)年を除けば全体の一割を超えることはなかった。会社別の社員総会附議議案数は第4表のとおりで、一九二〇年代には傘下会社からの議案が社員総会へ附議されることはなかったことがわかる。一九三五(昭和一〇)年以降に附議案件が増加しているのは、先述のように、三井合名会社の組織改正によって社員総会の位置づけが若干変化したことにもよる。社員総会附議案件⁽⁷⁾についての具体的な検討は、次章以降の各社別議案の考察の中でおこなうこととする。「限り決議」というのは、議案提出会社限りでの決議で済ませて良いというものであり、もともと三井合名会社への提出が必要ではなかったということである。「協議のみ」「不明」「留保」などは議案として提出されながら最終的に承認が得られなかったものであり、広い意味では「撤回・取消」とともに否決と考えることができよう。これらを合わせても、議案として提出されながら承認を得られなかった案件は、最も多い一九三八(昭和一三)年で九件(率にして二・一%)、ついで一九二五(大正一四)年の八件(一・三%)であり、年間を通じて数件のごく例外的な事態であったことが確認できる。「撤回・取消」案件の提出会社別構成は、第5表のとおりである。一九二〇年代半ばと一九三八年の三井鉱山が顕著に多くなっている。これら例外的に承認

を得られなかった案件についても、その詳細は次章以降で検討することとする。

最終的には承認（可決）された議案のうちで、傘下会社もしくは三井合名会社の各課から提出されてから理事会・業務執行社員会（社長協議会・社長）によって承認を得るまでに通常よりも時間がかかるケースがある。通常は、三井合名会社文書課へ提出された議案は、直近の理事会（その理事会開催日が議案提出日付となる）に提出されて承認を得、その直後の業務執行社員会（社長協議会・社長）での承認（これが承認日となる）を得て正式決定となる。通常の案件では、提出日＝理事会承認日となり、最終承認日は、業務執行社員会の都合により、その当日から四日目ぐらいの間となっている。理事会議案の中から何らかの理由でこうした通常の承認日程を超えて審議がおこなわれていることが明らかなるものを拾い上げると第6表のようになる。承認（可決）の遅延と言っても、1週間までのものが半数を占めているが、最も長期のものでは提出から二三日後に可決されている案件がある。これらの案件の存在は、先の「撤回・取消」案件とともに、三井合名会社理事会による議案審議が形式的なものではなかったことの傍証となる。遅延議案を提出会社別に見ると、第7表のようになり、ここでも三井鉱山提出議案が抜きんでて多くなっている。遅延をタイプ別に分類したものが第8表である。遅延の大半は、正式提出前か理事会での審議段階で時間がかかっているものであるが、数は少ないものの理事会での承認（可決）後、最終承認（可決）までに間のあいているものがある。こうした議案については、理事会構成員以外の意向を受けて最終承認が遅れた可能性がある。これらの案件についても、その詳細は次章以降で検討することとしたい。

撤回・取消		協議のみ		不明		留保		議案数 合計
件	%	件	%	件	%	件	%	件
2	(1.2)	0	(0.0)	1	(0.6)	0	(0.0)	169
4	(0.6)	2	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	625
8	(1.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	612
5	(0.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	665
1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	580
2	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	715
1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	632
2	(0.3)	3	(0.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	591
1	(0.2)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	566
1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	668
2	(0.4)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	512
1	(0.2)	2	(0.5)	2	(0.5)	0	(0.0)	404
0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	421
1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.4)	462
1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	434
9	(2.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	420
0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	427
0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	317
41	(0.4)	9	(0.1)	4	(0.0)	2	(0.0)	9,220

第3表 三井合名会社理事会議案の審議結果

年	承認（可決）				限り決議	
	代表社員決裁		社員総会で決定			
	件	%	件	%	件	%
1923	159	(94.1)	3	(1.8)	4	(2.4)
1924	607	(97.1)	8	(1.3)	4	(0.6)
1925	599	(97.9)	5	(0.8)	0	(0.0)
1926	650	(97.7)	10	(1.5)	0	(0.0)
1927	573	(98.8)	6	(1.0)	0	(0.0)
1928	707	(98.9)	6	(0.8)	0	(0.0)
1929	624	(98.7)	6	(0.9)	1	(0.2)
1930	582	(98.5)	4	(0.7)	0	(0.0)
1931	559	(98.8)	5	(0.9)	0	(0.0)
1932	645	(96.6)	19	(2.8)	3	(0.4)
1933	498	(97.3)	10	(2.0)	1	(0.2)
1934	383	(94.8)	16	(4.0)	0	(0.0)
1935	401	(95.2)	19	(4.5)	0	(0.0)
1936	429	(92.9)	30	(6.5)	0	(0.0)
1937	411	(94.7)	22	(5.1)	0	(0.0)
1938	383	(91.2)	28	(6.7)	0	(0.0)
1939	393	(92.0)	34	(8.0)	0	(0.0)
1940	283	(89.3)	34	(10.7)	0	(0.0)
合計	8,886	(96.4)	265	(2.9)	13	(0.1)

出所) 三井合名会社「理事会記録」, 同「議案」, 同「理事会議案」, 同「物産会社議案」, 同「鉱山会社議案」, 同「東神倉庫議案」, 同「三井生命保険会社議案」, 同「議案決定報告」, 同「日誌」(以上, 三井文庫所蔵未整理史料)。

注) 1. 「承認(可決)」の内, 「代表社員決裁」は, 理事会での承認(可決)後に代表社員の決裁で最終的に承認(可決)された案件である。代表社員の決裁は, 1932年8月5日までは業務執行社員会, 以後1935年2月6日までは社長協議会, それ以後は社長によってなされた。「社員総会で決定」は, 理事会での承認(可決)後に社員総会に附議され, そこでの承認(可決)により最終的に承認(可決)されたものである。「限り決議」は, 三井合名会社理事会へ提出されたものの提出不要として提出会社取締役会での決議のみで最終決定扱いとなった案件である。

2. ()内は, 議案数合計に対する構成比。

第4表 社員総会回付議案の提出会社別構成

年	三井合名 会社	三井物産	三井鉱山	東神倉庫	回付議案 数合計
	件	件	件	件	件
1923	3	0	0	0	3
1924	8	0	0	0	8
1925	5	0	0	0	5
1926	10	0	0	0	10
1927	6	0	0	0	6
1928	6	0	0	0	6
1929	6	0	0	0	6
1930	4	0	0	0	4
1931	4	0	0	1	5
1932	19	0	0	0	19
1933	8	1	1	0	10
1934	16	0	0	0	16
1935	13	1	4	1	19
1936	27	3	0	0	30
1937	14	5	3	0	22
1938	17	2	9	0	28
1939	16	5	13	—	34
1940	23	7	4	—	34
合計	205	24	34	2	265

出所) 第3表と同じ。

- 注) 1. 理事会での承認（可決）後に、社員総会に回付されて最終的に承認（可決）された議案数である。
 2. 三井生命保険提出議案で、社員総会に回付されたものはない。

第5表 撤回・取消議案の提出会社別構成

年	三井合名 会社	三井物産	三井鉱山	東神倉庫	撤回・取 消議案数 合計
	件	件	件	件	件
1923	0	2	0	0	2
1924	0	1	3	0	4
1925	0	1	7	0	8
1926	2	0	2	1	5
1927	0	0	1	0	1
1928	0	0	1	1	2
1929	1	0	0	0	1
1930	1	0	1	0	2
1931	0	0	1	0	1
1932	0	0	1	0	1
1933	0	0	2	0	2
1934	0	0	1	0	1
1935	0	0	0	0	0
1936	0	0	1	0	1
1937	0	0	0	1	1
1938	1	1	7	0	9
1939	0	0	0	—	0
1940	0	0	0	—	0
合計	5	5	28	3	41

出所) 第3表と同じ。

注) 三井生命保険提出議案で撤回・取消となったものはない。

第6表 承認（可決）遅延議案の遅延日数別構成

年	1週迄 (0～ 7日)	2週迄 (8～ 14日)	4週迄 (15～ 28日)	8週迄 (29～ 56日)	16週迄 (57～ 112日)	16週超 (113日 ～)	遅延議案 数合計
	件	件	件	件	件	件	件
1923	0	1	1	0	0	0	2
1924	1	1	0	0	0	0	2
1925	4	9	0	5	2	0	20
1926	6	0	2	2	1	1	12
1927	4	1	2	0	0	0	7
1928	12	0	1	0	0	0	13
1929	10	1	6	0	0	0	17
1930	3	0	3	0	0	2	8
1931	11	0	1	0	1	1	14
1932	1	1	0	0	3	0	5
1933	0	3	0	0	0	0	3
1934	4	2	0	1	0	0	7
1935	1	0	1	1	1	0	4
1936	3	3	2	0	0	0	8
1937	2	0	0	0	0	0	2
1938	3	1	0	3	0	0	7
1939	5	1	1	1	0	0	8
1940	1	0	0	0	0	0	1
合計	71	24	20	13	8	4	140

出所) 第3表と同じ。

- 注)
1. 理事会への議案正式提出から最終承認（可決）までの日数。
 2. 「1週迄」には、正式提出前に協議・折衝のあった議案を含む。

第7表 承認（可決）遅延議案の提出会社別構成

年	三井合名 会社	三井物産	三井鉱山	東神倉庫	遅延議案 数合計
	件	件	件	件	件
1923	0	1	1	0	2
1924	0	0	2	0	2
1925	3	3	14	0	20
1926	5	0	6	1	12
1927	1	2	2	2	7
1928	3	2	8	0	13
1929	4	2	11	0	17
1930	3	2	3	0	8
1931	3	0	10	1	14
1932	2	0	3	0	5
1933	0	0	3	0	3
1934	3	1	2	1	7
1935	2	1	1	0	4
1936	3	1	2	2	8
1937	0	0	1	1	2
1938	0	3	4	0	7
1939	2	4	2	—	8
1940	1	0	0	—	1
合計	35	22	75	8	140

出所) 第3表と同じ。

注) 三井生命保険提出議案で、承認が遅延したものはない。

第8表 承認（可決）遅延議案のタイプ別構成

年	提出前	理事会	理事会後	遅延議案 数合計
	件	件	件	件
1923	0	1	1	2
1924	1	1	0	2
1925	2	11	7	20
1926	0	7	5	12
1927	1	6	0	7
1928	2	11	0	13
1929	1	16	0	17
1930	1	7	0	8
1931	0	14	0	14
1932	1	2	2	5
1933	0	3	0	3
1934	2	4	1	7
1935	1	2	1	4
1936	0	6	2	8
1937	0	2	0	2
1938	0	7	0	7
1939	1	7	0	8
1940	1	0	0	1
合計	14	107	19	140

出所) 第3表と同じ。

注) 「提出前」は、議案の理事会への正式提出前に、理事会での協議あるいは提出会社と三井合名会社との間での折衝などが確認できる議案。「理事会」は、正式提出後、理事会で承認（可決）されるまでに遅延がみられるもの。「理事会後」は、理事会での承認（可決）後最終承認（可決）までの間に遅延がみられるもの。

- （1）前掲『三井八郎右衛門高棟伝』三二四頁、前掲春日豊「三井財閥」二七頁など。
- （2）三井合名会社を引き継いだ三井総元方においては、議案提出に先立つ事前審議が手順化されていたことが明らかになっている（『三井事業史 本篇第三巻下』三井文庫 二〇〇一年 二七頁）。三井合名会社において事前の折衝がどこまで手順化されていたかは不明であるが、おこなわれていたことは確実である。
- （3）以下の理事会議案関係史料はいずれも三井文庫所蔵未整理史料である。
- （4）三井合名会社文書課「文書課議案」昭和八年度（三井文庫所蔵未整理史料）。
- （5）一九三二（昭和七）年三月五日以前は、水曜日と土曜日の午前中に理事会、午後には業務執行社員会が開催されていた。それ以降は、水曜日に理事会、木曜日に業務執行社員会（一九三二年八月五日以降一九三五年二月までは社長協議会）が開催された。いずれの時期についても定例理事会以外に臨時理事会が開催されることがあった。また業務執行社員会はしばしば休会となっていた。
- （6）理事会提出議案の冒頭に付けられた附紙には、審議結果印が押され日付が記入されている。三井物産・三井鉱山・東神倉庫の各社提出議案には「承認」の印が、三井合名会社各課提出議案には「可決」の印が用いられている。本稿でも前者に関しては承認、後者については可決と使いわけ、両方を含む場合は、承認（可決）のように表記する。ただし、表記が煩雑となるのを避けるために、両方を含めて承認ですませた場合もある。
- （7）社員総会議案には、理事会を経ずに直接社員総会議案となるものもある。これらを含めた社員総会議案全体については、七章で考察する。

（以下次号）